

食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「清涼飲料水の成分規格及び製造基準」

ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行わないもの)

最終改正：厚生労働省告示第291号(令和5年10月18日)

1 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚告第370号）の第1食品D各条○清涼飲料水の成分規格

(1) 一般規格

	検査項目	規格	単価料金(税別)	必要量(mL)
1	混濁 ※	混濁したものであってはならない	2,000	● 200
2	沈殿物又は固形の異物 ※	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない	2,000	● 共通
3	スズ(金属製容器包装入りのもの)	150.0 ppmを超えるものであってはならない	9,000	350
4	大腸菌群	陰性でなければならない	4,500	100

※ 他項目とは別に未開封品をご用意ください

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。)のうち殺菌又は除菌を行わないもの。

a 次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の右欄に掲げる規格に適合するものでなくてはならない。

	検査項目	規格	単価料金(税別)	必要量(mL)
1	アンチモン	0.005 mg/L以下	12,000	■ 300
2	カドミウム	0.003 mg/L以下	11,000	■ 共通
3	水銀	0.0005 mg/L以下	11,000	100
4	セレン	0.01 mg/L以下	11,000	■ 共通
5	銅	1 mg/L以下	11,000	■ 共通
6	鉛	0.01 mg/L以下	11,000	■ 共通
7	バリウム	1 mg/L以下	8,000	■ 共通
8	ヒ素	0.01 mg/L以下	11,000	■ 共通
9	マンガン	0.4 mg/L以下	11,000	■ 共通
10	六価クロム	0.02 mg/L以下	11,000	■ 共通
11	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/L以下	30,000	100
12	亜硝酸性窒素	0.04 mg/L以下	5,000	△ 200
13	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	6,000	△ 共通
14	フッ素	2 mg/L以下	9,500	△ 共通
15	ホウ素	5 mg/L以下	8,000	■ 共通
	成分規格(1)+(2)セット料金	スズを含まず	92,600	計 1350
		スズを含む(金属製容器包装入りのもの)	101,600	

b 容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満である場合、以下の2項目を追加。

	検査項目	規格	単価料金(税別)	必要量(mL)
1	腸球菌	陰性	5,000	○ 100
2	緑膿菌	陰性	6,000	○ 共通
	成分規格(1)+(2)セット料金	スズを含まず	103,600	計 1450
		スズを含む(金属製容器包装入りのもの)	112,600	

2 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚告第370号）の第1食品D各条○清涼飲料水の製造基準

(1) 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であって、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用するまでに汚染される恐れのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

(2) 個別基準

1. 容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満である場合

	検査項目	基準	料金(税別)	必要量(mL)
1	芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌	陰性	13,000	◆ 1000
2	腸球菌	陰性	11,000	◆ 共通
3	緑膿菌	陰性	11,000	◆ 共通
4	大腸菌群	陰性	4,500	◇ 250
5	細菌数(生菌数)	(原水)5以下/mL (容器包装詰め直後の製品)20以下/mL	7,000	◇ 共通
	—	—	46,500	計 1250

2. 容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上である場合

	検査項目	基準	料金(税別)	必要量(mL)
1	大腸菌群	陰性	4,500	◇ 100
2	細菌数(生菌数)	100以下/mL	3,000	◇ 共通
	—	—	7,500	計 100